

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 蓮 澤 浩 明

(公 印 省 略)

### 麻しん患者の発生について

令和 6 年 11 月 29 日、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所管内の医療機関より、麻しんの発生届が福岡県に対してあり、当該患者の調査の結果、麻しんの陽性が確定したことから、別添のとおり福岡県よりプレスリリースされております。

本プレスリリースでは、当該患者の調査により、周囲に感染させる可能性のある時期に、別添のとおり公共交通機関を利用していたことが判明しており、患者と接触した方が麻しんに感染している可能性があることから、当該患者の受診医療機関などにおける接触者については、すでに健康観察を実施されているとのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、貴会会員に対し下記についてご留意いただき、麻しんの発生予防及び感染拡大防止にご協力いただくよう、周知方よろしくお願いいたします。

### 記

#### 麻しん患者の診療に係る留意事項

- 麻しんは発症前日から発疹出現後 4・5 日頃まで感染力があるとされています。特に予防接種を受けていない接触者は感染のリスクが高くなります。潜伏期間は 10-12 日とされていますが、麻しんワクチンを受けた後に発症する修飾麻しんでは、潜伏期間が延びることが知られています。
- 麻しんに特徴的な症状が現れた方は、事前に医療機関に電話で連絡することとなっております。
- 発熱や発疹を呈する患者が受診した際は、麻しんの予防接種歴の確認を行うなど、麻しんの発生を意識した診療をお願いします。
- 麻しん患者（疑い含む。）の診療にあたっては、個室管理を行うなどの院内感染対策を実施してください。
- 麻しん患者を診断した場合は、臨床診断例や検査診断例にかかわらず感染症法第 12 条第 1 項の規定に基づき最寄りの保健所へ、直ちに届けてください。なお、保健所から遺伝子検査のために検体提出を求められることがあります。

福岡県保健医療介護部  
がん感染症疾病対策課感染症対策係  
中山、真子  
内線 3064・3063  
直通 092-643-3597

## 麻しん患者の発生について

令和6年11月29日、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所に管内の医療機関から麻しんの発生届があり、当該患者の調査により、周囲に感染させる可能性のある時期に、下記の公共交通機関を利用していたことが判明しました。患者と接触した方が麻しんに感染している可能性があることから、注意喚起のため広く情報提供します。

### ※ 下記の公共交通機関を利用した皆様へ

- ・症状から麻しんが疑われる場合、事前にかかりつけの医療機関（内科・小児科）等へ電話連絡の上、速やかに受診してください。
- ・受診の際には、感染を拡大させないように公共交通機関等の利用は控えてください。
- ・かかりつけ医がない場合は、最寄りの保健所にご相談ください。

### 【患者が利用した公共交通機関】

11月23日（土）

航空機 ハノイから福岡 ベトジェットエア VJ958 便

（定刻 2:05（3:10 変更）発 ⇒ （定刻 7:55（9:00 変更）着）

### 1 患者の概要

#### （1）年齢等

10歳未満、男性、ワクチン接種歴なし、海外渡航歴あり

#### （2）主な症状

発熱、発疹、コプリック斑

#### （3）発生届出年月日

11月29日

#### （4）発症日

11月24日

### 2 患者が利用した公共交通機関

11月23日（土） 航空機

ハノイから福岡 ベトジェットエア VJ958 便

（定刻 2:05（3:10 変更）着 ⇒ （定刻 7:55（9:00 変更）着）

※ 当該患者の受診医療機関などにおける接触者については、すでに健康観察を実施しています。

### 《医療機関の皆様へ》

- 発熱や発疹を呈する患者が受診した際は、麻しんの予防接種歴の確認等、麻しんの発生を意識した診療をお願いします。
- 患者（疑い含む。）は、個室管理を行う等、麻しんの感染力の強さを踏まえた院内感染対策を実施してください。
- 臨床症状等から麻しんと診断した場合には、速やかに保健所へ届け出てください。

### お 願 い

報道機関各位におかれましては、患者及び患者家族等について、本人等が特定されることがないように、格段の御配慮をお願いします。

## 麻疹（はしか）について

- 麻疹（はしか）は、麻疹ウイルスによる感染症です。
- 感染経路としては、空気（飛沫核）感染のほか、飛沫感染、接触感染など様々な経路があり、感染力はきわめて強いです。
- ほぼ 100%の人に症状が現れますが、一度感染して発症すると一生免疫が持続すると言われています。

### 《症状》

- 麻疹ウイルスに感染して 10～12 日後に、発熱や咳などの症状が現れます。
- 39℃前後の発熱が 2～4 日間続き、倦怠感、上気道炎症状（咳、鼻水、くしゃみなど）、結膜炎症状（結膜充血、目やに、光をまぶしく感じるなど）が現れて次第に強くなります。
- 発疹が現れる 1～2 日前ごろに口の中の粘膜に 1mm 程度の白い小さな斑点（コプリック斑）が出現します。コプリック斑は発疹出現後 2 日目を過ぎるころまでに消えてしまいます。
- コプリック斑出現後、体温は一旦下がりますが、再び高熱が出るとともに、赤い発疹が出現し全身に広がります。
- 発疹出現後 3～4 日で回復に向かい、合併症がない限り 7～10 日後には主症状は回復しますが、免疫力が低下するため、しばらくは他の感染症に罹ると重症になりやすく、体力などが戻るのに 1 か月くらいかかることも珍しくありません。
- 麻疹に伴って肺炎、中耳炎、脳炎などさまざまな合併症がみられることがあります。特に脳炎は、頻度は低い（1000 人に 1 人）ものの死亡することがあり、注意が必要です。

### 《感染予防とまん延防止のために》 ～一人ひとりが気をつけましょう～

- 麻疹は、感染力がきわめて強いことから手洗いやマスクのみでの予防はできませんが、予防接種（ワクチン接種）を行うことによって、95%以上の人が免疫を獲得し、予防することができます。
- 予防接種は、自分が感染しないためだけでなく、周りの人に感染を広げないためにも有効です。
- 医療・教育関係者や、海外渡航を計画されている方は、麻疹の罹患歴や予防接種歴を確認し、明らかでない場合は予防接種を検討してください。
- 麻疹の予防接種歴がない方で、発熱、咳、鼻水、眼球結膜の充血等 麻疹に特徴的な症状が現れた方は、事前に医療機関に電話で連絡し、指示に従って受診してください。その際、症状出現日の 10～12 日前（感染したと推定される日）の行動（海外の流行地や人が多く集まる場所へ行ったかどうか等）について、医療機関にお伝えください。

### 《麻疹の予防接種について》

～1 歳になったら 1 回、小学校入学前の 1 年間にもう 1 回予防接種を受けましょう～

「生後 1 2 月から生後 2 4 月に至るまでの間にある者」及び「5 歳以上 7 歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の 1 年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者」は、予防接種法に基づく定期の予防接種を受けることができます。

- ※ 接種を希望される方は、お住まいの市町村の予防接種担当課にお問い合わせください。
- ※ 定期の予防接種の対象者以外の方で、麻疹の予防接種を希望される場合は、予防接種法に基づかない任意の接種で受けることができます（費用は自己負担となります）。医療機関の医師にご相談ください。
- 麻疹の流行がみられる国に渡航される方は、予防接種をご検討ください。なお、海外の流行情報は検疫所のホームページ（<http://www.forth.go.jp/>）で確認することができます。

### 《参考情報》

麻疹について （厚生労働省ホームページ）

[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/measles/index.html](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/measles/index.html)

麻疹とは （国立感染症研究所ホームページ）

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/518-measles.html>

## 福岡県の保健所一覧

保健所名	所在地	問合せ先
北九州市保健所 保健予防課	北九州市保健所 保健予防課	TEL : 093-522-8764
福岡市 感染症対策課	福岡市 感染症対策課	TEL : 092-791-7081
久留米市 保健予防課	久留米市 保健予防課	TEL : 0942-30-9730
筑紫保健福祉環境事務所 保健衛生課 感染症係	筑紫野市、春日市、 大野城市、太宰府市、 那珂川市	TEL : 092-513-5584
粕屋保健福祉事務所 保健衛生課 感染症係	古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、 須恵町、新宮町、 久山町、粕屋町	TEL : 092-939-1746
糸島保健福祉事務所 保健衛生課	糸島市	TEL : 092-322-5579
宗像・遠賀保健福祉環境事務所 保健衛生課 感染症係	中間市、宗像市、福津市、芦屋町、 水巻町、岡垣町、 遠賀町	TEL : 0940-36-6098
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 保健衛生課 感染症係	直方市、飯塚市、宮若市、嘉麻市、 小竹町、鞍手町、桂川町	TEL : 0948-21-4972
田川保健福祉事務所 保健衛生課 感染症係	田川市、香春町、添田町、糸田町、 川崎町、大任町、福智町、赤村	TEL : 0947-42-9379
北筑後保健福祉環境事務所 保健衛生課 感染症係	小郡市、うきは市、 朝倉市、筑前町、東峰村、大刀洗町	TEL : 0946-22-9886
南筑後保健福祉環境事務所 保健衛生課 感染症係	大牟田市、柳川市、 八女市、筑後市、大川市、みやま 市、大木町、広川町	TEL : 0944-72-2812
京築保健福祉環境事務所 保健衛生課 感染症係	行橋市、豊前市、苅田町、みやこ 町、吉富町、 上毛町、築上町	TEL : 0930-23-3935